

伯耆町営バスの ダイヤを一部改正します

4月1日から

4月1日から町営バス（スクールバス・デマンドバス）の一部の便でダイヤを改正します。
新しい時刻表を役場本庁舎、溝口分庁舎、社会福祉協議会（ゆうあいパル）に設置します。
また、スクールバスとデマンドバスの車内にも時刻表を用意していますので、ご利用ください。



スクールバス（登校便）

岸本中学校区

【八郷線】 小林7:14発 - 岸本駅前7:33着便の運行を取りやめます。

経路	運行
小林6:44発 岸本駅前7:03着	
小林7:14発 岸本駅前7:33着	x
藍野7:30発 岸本駅前7:53着	
藍野8:30発 役場前8:50着	

【林ヶ原線】 発着時刻が変わります

停留所	変更前	変更後
林ヶ原	7:52	7:30
岸本駅前	8:02	7:40

二部方面

【二部線】 上代7:13発 - 二部上7:27着便を、福居上、福居、焼杉別れの停留所を経由させるため発着時刻が変わります。

停留所	変更前	変更後
上代	7:20	7:13
分校前	7:21	7:14
上谷	7:21	7:14
福岡	7:22	7:15
下代	7:22	7:15
郷原	7:23	7:16
池田	7:24	7:17
畑池	7:26	7:19
畑池下	7:26	7:19
福居上		7:24
福居		7:25
焼杉別れ		7:26
二部上	7:27	7:27

日光・金屋谷方面

【アイノピア線】 アイノピア始発を丸山停留所（7:14）始発とし、丸山下、ペンション、藍野の停留所を経由して従来どおりアイノピア（7:23発）から溝口小学校前（7:42着）まで運行します。

【根雨原線】 大倉入り口停留所（7:40）を経由させ、発着時刻を変更します。

停留所	変更前	変更後
根雨原下	7:20	7:30
根雨原公民館	7:22	7:32
大坂下	7:24	7:36
大原	7:27	7:38
大倉入り口		7:40
溝口小学校前		
溝口分庁舎前	7:35 ~	7:55 ~
溝口駅前（新）	7:45	8:00

【日光小学校線】 末鎌（7:48）を経由するため、発着時刻が変わります。

停留所	変更前	変更後
栃原	7:34	7:30
大坂下	7:37	7:33
富江	7:43	7:39
添谷	7:48	7:44
末鎌		7:48
いすゞコテージ	7:53	7:53
日光小学校	7:58	7:58

【金屋谷線】 大山望（7:37）を経由します。

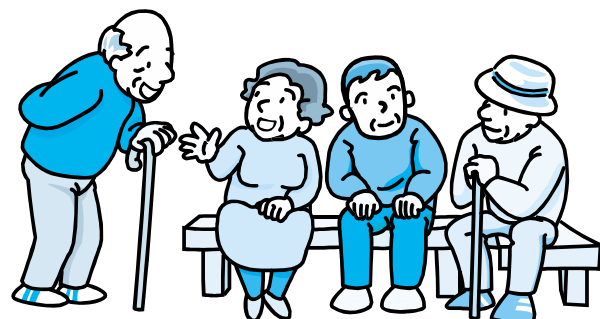
デマンドバス（循環線）

9:30運行開始便：一部バス停が定時運行から予約運行になります。
右回り：伯耆町役場前バス停が、定時運行から予約運行になります。
左回り：ゆうあいパルの発車時間を変更します。
左回り：土日祝日の15:34発ゆうあいパル 溝口方面行きを運行します。

【問合せ先】なのはな生活課地域交通室 62-0722

70歳～74歳の国民健康保険加入者の皆様へ 国民健康保険証兼高齢受給者証 は届いていますか？

平成21年4月から70歳～74歳の方（3割負担の方を除く）の医療機関などでの窓口負担が1割から2割に変更される予定でしたが、平成22年3月診療まで1割に据え置かれます。
この変更に伴い70歳～74歳の国民健康保険加入者に新しい国民健康保険証兼高齢受給者証を3月中旬に発送しました。
新しい保険証が届きましたら4月1日以降に古い保険証を破棄して下さい。



留守にされていた場合

保険証は郵便局の配達員が直接手渡します。
不在の場合、一定期間は郵便局で保管されますので不在連絡票を確認のうえ、郵便局へお問い合わせください。
郵便局の保管期間が経過した場合は、役場総合福祉課健康増進室にお越しください。

【問合せ先】
総合福祉課健康増進室
68-5536

伯耆町医療費助成制度について

伯耆町では、障害のある方や小児などを対象に、医療費の助成を行っています。
助成の主な内容は次のとおりです。

区分	対象者	一部負担額							
障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級から5級所持者 療育手帳B所持者 精神保健福祉手帳2級所持者 障害者自立支援医療受給者証所持者（所得制限あり） 	月額負担上限額（一医療機関ごと）							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通院</th> <th>入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>2,000円/月</td> <td>10,000円/月</td> </tr> <tr> <td>課税世帯</td> <td>4,000円/月</td> <td>20,000円/月</td> </tr> </tbody> </table>		通院	入院	非課税世帯	2,000円/月	10,000円/月	課税世帯
	通院	入院							
非課税世帯	2,000円/月	10,000円/月							
課税世帯	4,000円/月	20,000円/月							
小児等	<ul style="list-style-type: none"> 小学校1年生から6年生の児童 18歳未満の児を養育するひとり親家庭の扶養義務者と子（所得制限あり） 	<p>【通院】530円/回 同一医療機関で月4回まで負担</p> <p>【入院】1,200円/日 小学生は住民税非課税世帯のみ</p>							

70歳以上で1割負担となっている方、生活保護者、特別医療費助成受給者を除く
【助成額】医療機関での自己負担額（3割）から一部負担額を控除した後の額の2分の1

申請手続きについて

- 申請に必要なもの
領収証、健康保険証、印鑑（認印）、通帳、
医療費助成の対象となることわかるもの（身体障害者手帳、児童扶養手当証書など）
- 申請場所（本庁舎）総合福祉課健康増進室
（分庁舎）なのはな生活課総合窓口室

【問合せ先】総合福祉課 健康増進室 68-5536